

小田原市監査委員公表第15号

令和4年5月26日付け監査第46号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年8月29日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 楊 隆子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>調定とは、納入義務者、納入すべき金額等納入の通知上必要な事項を調査、決定する行為であり、納入の通知を行う場合には、調定は納入の通知の行為前に行うこととされている。しかしながら、下水道受益者負担金について、所管部局は、調定伺書の作成・決裁を、受益者負担金を収納した日に、収納した額で行っていた。当該部局は、納入の通知前に納入義務者、納入すべき金額は調査、決定していると主張しているが、調定は、納入の通知の行為前に、調定伺書により適切に行う必要がある。</p> <p>(給排水業務課・経営総務課)</p>	<p>下水道受益者負担金については、「納入の通知の行為前」に所属長決裁で「納入すべき金額、納入義務者等納入の通知上、必要な事項を調査、決定する行為」を行っており、「事前に調定」していたが、その決裁に「調定伺書」と明記されていなかったことから、令和4年度分の処理から「調定伺書」と明記することとした。</p> <p>また、受益者負担金の収納時に、その収納を下水道事業の財務会計へ入力した際に出力される伝票に「調定伺票」と記載されていたことで「収納時に調定を行った」との誤解を招いてしまったことから、当該伝票を「収納伺票」に改めた。</p>
2	<p>受益者負担金を繰延収益として計</p>	<p>受益者負担金は、資本的収入であ</p>

	<p>上する際、現金を収納した日に計上しているが、調定日と繰延収益の計上日を分離しないようにすると同時に、未収金額、不納欠損額を財務諸表へ明示する上でも、事前に調定した日に合わせ繰延収益を計上することが適切と考える。</p> <p>(給排水業務課・経営総務課)</p>	<p>り、資本的収支は原則として現金主義により作成するため、繰延収益の収納日の属する年度の予算に計上することとなる。</p> <p>財務諸表についても、現金主義と考えるため、繰延収益の収納日の属する年度に未収金を計上しない。</p> <p>※受益者負担金は、後年度に免除する場合もあるため、未収金としての確実性がない。</p>
3	<p>以前から市内に立地し拡大再投資した企業への当事業の効果については、指標である税収額の中に企業業績等により大きく変動する法人市民税が含まれていることが測定を困難にしていると考えられ、この点には工夫が必要と考える。</p> <p>(産業政策課)</p>	<p>市内企業の拡大再投資の場合は、法人市民税の税額を含まずに、固定資産税・都市計画税の税額の増加を指標とする。</p>
4	<p>雇用機会の拡大、人口の増加、地域経済の活性化の目的に対しては、指標が設定されていない。事業目的の達成度合いを測定する指標を追加し、それらの指標に基づく評価を行うことにより、施策の見直しや拡充の効果を検証できるようにすることが必要と考える。</p> <p>(産業政策課)</p>	<p>雇用機会の拡大を計る指標として、新たに、適用企業の雇用数及び市民雇用数を指標とし、各事業者の立地計画書提出時の計画数を目標値とし、計画の実現を目標とする。</p>
5	<p>委託契約において、市が受託者へ個人情報を引き渡す場合は、小田原</p>	<p>空家等実態調査業務委託契約については令和3年度の単年度業務であり、</p>

	<p>市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託要領に従い、市は、個人情報の引き渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等」という。）を契約書に明示する必要がある。また、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。</p> <p>しかしながら、市は、空家等実態調査業務委託契約において、個人情報の引き渡し及び返還並びに文書名称等を契約書に明記していなかった。</p> <p>個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。</p> <p>（地域安全課）</p>	<p>契約期間が終了していることから、今後、同様の契約を締結する際には、個人情報の引き渡し及び返還並びに文書名称等を契約書に明記します。</p> <p>なお、当該事業に係る個人情報を含む貸与データについては、受託者に、別添の借用物リストにより管理させた上、確実に返却又は廃棄をさせました。</p>
6	<p>放置自転車等移動保管手数料の収納事務委託について、収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けていなかった。小田原市財務規則第134条第4項において、収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けて収納金の収納、保管及び払込みについて整理しなければならないとされており、収納金出納簿を備え付けないと、収納金が適正に把握・管理されなくな</p>	<p>令和4年度から、収納事務受託者に収納金出納簿を備え付けさせ、収納金の収納、保管及び払込みについて日々正確に記録するよう徹底しています。</p>

	<p>る。市は収納事務受託者に収納金出納簿を備え付けさせ、収納金の収納、保管及び払込みについて日々正確に記録させなければならない。</p> <p>(地域安全課)</p>	
7	<p>所管部局では、放置自転車等の業務受託者が移動した台数（以下「受託者移動台数」という。）を効果測定の指標としているが、受託者移動台数では目的の達成度合いを測ることができず、適切ではないと考える。</p> <p>また、受託者移動台数は、外的要因で放置自転車数そのものが減少すればおのずと減少し、警告を受けた自転車所有者が自ら移動した場合も減少する。他の要因で変動する指標では、効果を正しく測ることができず、事業の評価が難しいと考える。</p> <p>したがって、例えば業務受託者が放置自転車に警告札を貼付した数や、警告を受けた自転車所有者が自ら移動した数、受託者移動台数等を用いて、</p> <p>①駅前広場等に放置自転車がないこと</p> <p>②自転車利用者数全体に占める放置自転車数の割合</p> <p>など、目的の達成度合いを測ること</p>	<p>令和4年度から「警告札によって所有者が移動した自転車等の割合」を効果測定の指標として設定し、本業務から得られる「放置自転車等の台数」とあわせ、多角的に事業の効果を検証していきます。</p>

	<p>が可能な指標を設定して効果測定を行い、事業を検証していくことが適当と考える。</p>	
--	---	--